

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

## 佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

令和2年11月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年11月18日(水) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時15分

会 場 1号館6階大会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄  
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄  
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之  
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信  
教育総務課企画財務班長 今川 孝夫  
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より1件報告

今年度は教職員を対象とした研修会が多く中止となり、各学校の先生方に教育長として直接発言する機会も少なくなったので、時間の許す限り学校訪問をして、先生方へ直接話をする機会を設けた。現在、5校を訪問した具体的な内容について報告する。

1つは、新型コロナウイルス感染症対策について、直接子どもを指導する先生方の日々の取組に感謝とお礼、引き続き子どもの健康管理、保護者との連携、消毒作業等に努めていただきたいという話。

2つ目は、生徒指導についてである。生徒指導は、子どものよいところを見出すことが大事である。そのためには、子どもを多面的に捉

えていくことが必要である。そして、子どもの心情を把握するように努めることが最も大事なことである。1人の先生が抱え込むことのないよう、関係の先生が協力して指導や支援を行うことが大事である。生徒指導は、学校の指導体制が協力的であることが機能する条件である。情報を共有しながら、協力体制を整えること、加えて子どもを指導するときは、決して他者と比べたりはしないこと、各個人の成長や今の力を評価しながら、喚起することが大事なので、十分対処して実践をお願いしたいという話をした。

3つ目は、不祥事根絶の取組である。学校は、モラルアップ研修会や事例を題材に、取り組んでいるが、さらに学校環境から不祥事の要因を払拭し、決して他人事と思わず、自分自身の問題として捉えて、みんなの力で不祥事根絶に努めていただきたい。

### ② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育次長】

教員の感染状況については、11月10日に根郷中学校の教頭の感染が判明した。当該教頭は、11月7日から勤務しておらず、保健所の調査の結果、当該校の児童や他の教職員に濃厚接触者はなかった。このため、根郷中学校は休校措置を取らず、通常の学校運営を行った。

児童の感染状況については、11月12日、王子台小学校の児童の感染が判明した。保健所による濃厚接触者の調査のため、13日金曜日は臨時休校としたが、13日に濃厚接触者なしとの連絡を受け、16日の月曜日から通常どおり学校を再開した。

### ③ 表彰関係について【教育総務課長】

令和2年度表彰関係について、佐倉市教育委員会委員、菅谷義範様が、令和2年度千葉県教育功労者表彰の教育行政の部で、11月2日付で表彰を受けた。

菅谷義範委員は、平成21年10月6日の教育委員就任以来、11年以上にわたり、卓越した見識と医学的見地から教育委員会会議等において、感染症等に関する見解や適切な助言をいただくなど、円滑な学校運営、地方行政の振興にご尽力をいただき、千葉県の教育の進展に大きく寄与されたとのことでの表彰である。

#### 表彰関係について【学務課長】

千葉県教育功労者表彰、学校教育の部において佐倉小学校長、稲田亮浩先生が表彰された。

稲田先生は、昭和58年、四街道市立四街道中学校教諭として教職の道を歩み始められた。その後、八街市の2つの中学校で教頭職を経て、平成25年に栄町立酒直小学校の校長に就任された。その後、栄町教育委員会の学校教育課長、北総教育事務所主席指導主事、同指導室長を歴任し、平成31年から現職である。この間、教育行政、また社会教育への取組が高く評価され、このたび受賞となった。

④ 佐倉市成人式について【社会教育課長】

令和3年佐倉市成人式について報告する。例年同様、実施担当は健康こども部児童青少年課で、開催日は令和3年1月11日の成人の日である。本年も新成人を中心とした成人式運営委員会により、企画、記念品の選定、準備から式典の進行も行う。今回新型コロナウイルス感染症への感染予防策として、式典を4回にした。臼井・千代田地区、志津地区を2つに、志津中と井野中学区で1つ、もう一つは上中と西志津中学区、そして最後は佐倉・根郷・和田・弥富地区の順とし、会場への入場を330人程度に、さらに式典時間を短縮し、各回30分の予定である。会場は、市民音楽ホール、本年は平成12年度、2000年度に生まれた方々が対象である。式典の流れについては、2ページ目のおりである。対象人数については、前年の対象人数と比べて60人減の1,575人となる。

⑤ 小中学校のいじめの状況について【指導課長】

いじめの認知件数は、小学校が252件、中学校が99件の合計351件である。多いものとしては、冷やかしかからかいなどの言葉によるものが全体の約55%、軽くぶつかられたり、遊んだふりをしてたたかれたり蹴られたりするが68名、19%となっている。重大ないじめにつながる案件の報告はなかった。

⑥ 感染症について【指導課長】

感染症については、水痘が10名、小学校の同学年で発生するという状況が見られた。その他、溶連菌感染症が5名、感染性胃腸炎が2名、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱が1名ずつ発生した。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。実は第45週で、令和2年の11月2日から令和2年の11月8日、印旛郡内で2件のインフルエンザが出た。これ以降は出ていないので、第46週、11月9日から11月15日はゼロである。その2件の前の週、44週、43週についてもゼロだったので、これは今シーズン初めて2例である。ただ、この後どうなるかは何とも言えないので、引き続き注意をしていただきたいと思う。寒くなって乾燥が進むと、また増える可能性があるので、注意していかなければいけない。先月も話したが、今年は本当に少ない。去年に比べると、圧倒的に発生数が少ないので、このまま注意して、手洗いとマスクの着用、外出先から帰ったらうがい徹底する。小中学校、幼稚園でもそのように指導をしていただければと思う。

新型コロナウイルス感染症の状況について、印旛市郡医師会内でのPCR検査センターでは、直近1週間ゼロである。発生はしていない。今PCRの検査の協力医療機関として、それぞれPCR検査用の検体を採取できる医療機関があるが、そこで第46週、先週行われた検査の総数は211例、陽性者数が7例で、陽性率3.32%という結果が出ている。今、検体採取は唾液あるいは鼻腔、それから鼻咽頭という鼻に綿棒を入れる方法2種類ある。唾液と、それぞれのところでのやり方で取った割合はほとんど変わらないので、検体の採取の方法で陽性率が違って

くるというのはあまり考慮しなくていいだろうということである。全体に陽性率が3.32%なので、それほど大きな陽性率にはなっていない。

佐倉市は、印旛郡内で一番多いので、気をつけなければいけないが、先ほど学校の感染の報告があったように、基本的には学校内での濃厚接触者の割合というのはそんなに増えるはずではないのである。マスクをして授業中は静かに授業を受けているということなので、あと危ないのは休み時間と給食のとき、それから下校時の対応である。登校時、児童生徒は一生懸命来るので、危険は少ないのだが、下校時のほうが、気が緩んで、少し感染の対策をおろそかにするということがあるので、登校時より下校時のほうを注意していただく。

授業中の対応としては、これから寒くなるので、授業時間中、全部窓を開けてしまう、換気をするというのは現実的でないので、授業時間40分、45分の間は閉めて、休み時間は完全に換気をする方法で多分行けると思う。必ず休み時間、給食の時間も含めてそのときは換気をすれば、授業時間中に寒い思いをして授業を受けなくても、大丈夫だろうということである。この前間野台小を見せていただいたが、机の配置、そこを工夫して、なるべく向かい合わないような授業をするということによってやっていただければいいと思う、授業時間中に必ずマスクは外さないよう徹底する。もう明らかに第3波になっているので、これからどこまで伸びるか分からないが、予防しか手はないと思う。ワクチンの話も出ているが、一般に普及するのはまだ先の話である。あまりワクチンに期待されないほうがいいと思うので、取りあえず予防を徹底するということによってやっていただければと思う。

**【教育長職務代理者】**

いじめについて、発生件数は分かるが、その解決、解消の状況はいかがか。

**【指導課長】**

解決したと見られてから3か月間は、そのまま継続して解決したという報告ではなく猶予を見ながら、子どもたちの様子を見て、3か月经過した後本人、保護者に確認して解消したというような形をとっているが、現在90%ぐらいは解消したとなっている。その3か月の間に、何かあった場合には、そこからまた次3か月見ていくということで、その場で解決したから大丈夫ではなく、継続して見守りを続けるということを大切に指導している。

**【教育長職務代理者】**

すぐには解決できないと思う。長い時間先生方は大変だと思うが、よく観察していただきたいと思う。

### 3 議決事項

議案第1号 令和2年度佐倉市教育費11月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、教育費11月補正、歳入歳出予算の総括について、表の右から2列目、11月補正額（第9次補正）として太枠で囲っている部分の補正額については、歳入が597万7,000円の減額、歳出が4,490万円の減額である。

続いて予算の概要について、資料3ページ、2の歳出、今回の補正予算においても、新型コロナウイルス感染症の影響で事業等を中止したことにより、歳出

予算の減額を行うものが大変多くなっている。説明については、補正の理由がその他の理由によるものを中心に行なう。

初めに、1項教育総務費、2目事務局費の職員人件費の補正について、教育総務課、学務課、指導課の職員人件費であるが、本年4月の人事異動に伴い、各所属の給与及び共済費の支出見込額が当初予算の積算から変わったことから、増額補正するものである。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活や市内事業者の経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、各種対策事業に必要な財源を確保するため、教育長の給料の一部を減額することになったので、補正するものである。なお、職員人件費の補正については、4項幼稚園費、5項社会教育費、6項保健体育費でもあるが、いずれも本年4月の人事異動に伴い、各所属の給与及び共済費の実質見込額が当初予算の積算から変わったことによるものである。

続いて、資料11ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、中段の10、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業1,738万9,000円の増額である。当該事業の隣接用地購入に係る家屋移転補償費について補償調査を実施した結果、未登記等による床面積の相違が判明するとともに、解体費等の増額が見込まれることから、不足分を増額しようとするものである。そのほか執行済みとなっている測量委託及び補償調査委託に係る委託料の半額を減額するとともに、土地購入費の精査による余剰分を減額するものがある。

続いて、資料14ページ、5目、音楽ホール費、3、市民音楽ホール自主文化事業、中段の委託料、音楽鑑賞事業委託料320万3,000円の増額については、来年3月に市内在住の小中学生と同伴の保護者を対象とした千葉交響楽団による無料演奏会2回公演を開催しようとするものである。

続いて、資料18ページ、6項保健体育費、3目学校給食費、3、小学校給食施設整備事業279万5,000円の減額である。染井野小学校の調理室壁面タイル修繕工事を夏季休業期間中に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校により、不足する授業時間を確保するため、休業期間を短縮して授業及び給食の提供を行なったので、施工が困難となったことから、その経費を減額しようとするものである。

続いて、資料2ページ、1の歳入については、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、公民館等の施設利用の減に伴う施設使用料等の減額補正となっている。

続いて、資料19ページ、繰越明許費の追加補正である。5項社会教育費、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業における土地購入費及び家屋補償費の歳出予算補正については、家屋補償費の増額をともなっており、所有者との交渉や契約は補正予算成立後になり、加えて代替地への移転までの期間を考慮すると、今年度中に引渡しを受けることは困難であることから、繰越明許費を設定しようとするものである。

続いて、債務負担行為補正が1件、加えて通年債務負担行為補正が次の20ページにかけて計18件である。債務負担行為補正については、令和3年度及び4年度の2年間で学校用務員の業務の委託契約を行うとともに、本年度中に入札等の事務を執行する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

通年債務負担行為補正については、令和3年度当初から実施する通年の業務委託等において、本年度中に入札等の契約事務を執行する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

《議決事項についての質疑概要》

なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画の策定について  
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：計画案1ページ、1の計画策定の趣旨について、この推進計画は教育ビジョンに掲げる基本理念や基本施策等を着実に推進し、実現していくために策定するもので、学校、家庭、地域と連携しながら、より質の高い佐倉ならではの教育を目指すものとしている。

次に、2の計画期間については、第3次佐倉教育ビジョンの計画期間12年間のうち、令和2年度から令和5年度までの前期4年間を計画期間とする。

次に、3、策定に当たっての基本的な考え方としては、ポイントを箇条書きにしている。国の教育振興基本計画を踏まえつつ、市の総合計画等との整合性を図ること、推進計画の最終年度である4年後の目標を設定すること、事業は通常事業と重点事業に区分し、重点事業の選定に当たっては佐倉ならではの教育施策を中心に選定したこと、重点事業については庁内の推進調整会議において進捗を管理していくとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される教育委員会の事務執行に係る点検評価の主な対象として、執行状況及び達成度について外部評価の対象とすることなど、計画策定に当たっての基本的な考え方として掲げている。

次に、資料3ページ、教育ビジョンに基づく施策の体系として、教育ビジョンに示された基本理念、4つの基本方針、9つの施策の方向性、21の施策を記載している。推進計画の体系についても、新しいビジョンの体系に沿って策定をしている。

続いて、資料4ページから8ページ、2佐倉教育ビジョン前期推進計画の事業一覧となっているが、重複する再掲事業2事業を含めた事業数は全部で86事業、うち重点事業が25事業、通常事業が61事業、うち新規事業は1事業となっている。この推進計画では、市の総合計画、実施計画との整合性を図っているので、ここでは各事業について総合計画の実施計画上の関連事業及び担当課について記載した。推進計画の事業名については、実施計画での事業名を基本としながらも、より事業内容を推しはかることができるよう心がけている。

続いて、資料9ページから45ページまでは、推進計画の対象とした86事業の施策別事業内容を示したものとなる。9つの施策の方向性に対して、それぞれ

現状と課題、今後の方向性について表記している。内容については、教育ビジョンの記述をベースとしている。推進計画の対象とした事業については、佐倉教育ビジョンは市の上位計画でもある第4次佐倉市総合計画との整合性を図っている。また、佐倉市の総合計画、実施計画がまちづくりを基盤とした計画であるならば、佐倉教育ビジョンは教育を通じた人づくりを基本理念とした計画であるとも言えることもあり、人材の育成に資する事業を中心に、事業を選択しつつ、教育環境の整備も非常に重要なテーマであることから、それらの事業についても位置づけをしている。重点事業については、4年後の目標に加え、具体的な取組指標を設け、令和3年度末の状況と最終的な目標値を記載した。ここで、取組指標欄に5年度末の目標（値）とあるが、年号の令和が漏れていたため、議案提出事には加筆したものに改めさせていただく。

続いて、資料46ページから48ページにかけて、資料編となっている。事業計画の策定過程で参考とした将来人口及び児童生徒等の推計あるいは現時点での組織図及び事務分掌、策定経過などを掲載している。策定経過では、第1回の策定検討会の開催をはじめとして、作業部会の開催とこれまでの検討経過を記載しており、今後の教育委員会会議における議決についても追記する予定である。

続いて、計画案の後ろに添付しているA4判の資料、前回計画からの変更事業一覧（統合・削除など）については、昨年度までの第2次佐倉教育ビジョン後期推進計画において位置づけられていた事業と現在作成中の第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画とを比較し、統合、削除、新規など、変更のあった17事業について、その内容、理由等を示したものである。表の右から3列目に計画案における該当ページを示している。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

## 5 その他

### 【委員1名より】

新型コロナウイルス感染拡大防止の内容について、旧堀田邸では入口のテーブルの消毒はもちろん、万が一に備えて、名前と来館した時間帯、それから連絡先書くように対応が取られていた。この際も鉛筆が消毒されているものと使用済みのものが分かりやすく置かれているなど、この感染症に対して非常に徹底して行っているのを感じた。入館人数の制限など対応を十分に行っているため、安心して見ることができると感じた。

日本家屋ならではのところで、館内は非常に風が抜けるいい状態になっているため、コロナの対応ということでは、不安にならずに見学できるような施設と感じた。客座敷のほうから外を眺めたが、今紅葉を迎えており、小さな佐倉の秋の景色を見ることで心洗われる思いだった。紅葉は12月初旬ぐらいまで、より色づいていき、見頃を迎えるということで、あえて遠くに出かけなくても、コロナの対策を取りながら楽しめる場所があることを再確認した。児童生徒、佐倉市民の方々に、体調管理と感染症対策をしっかりとっていただいた上で、寄ってほしいと思った。

## 6 教育長閉会宣言

### ※次回の日程の確認

令和2年12月定例会 12月16日(水) 午後2時00分より  
社会福祉センター3階中会議室